

第15日

平成29年12月19日（火）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第89号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第89号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第89号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与を改定しようとするものです。本件については慎重な審議を要するため、2日間にわたり審査を行いました。

今回の給与改定の平均改定率は0.1%、今回の改定により、若い職員で月額1,000円程度、その他の職員で月額400円程度引き上げられることとなり、給料、手当等、共済費、負担金を合わせて、今回の補正予算で約2,100万円の増額を計上し、その財源は一般財源であるとのことでした。

委員会では、7月5日の豪雨災害を受け、オール朝倉で復旧に取り組んでいる中で職員給与を引き上げることに對して、被災者を初めとする市民への配慮という点で市民感情を考慮するといかがなものかとの意見が出されました。

これに對して執行部は、そういった被災者への配慮など、さまざまな面から検討を重ねた中で、市民に寄り添い、復旧・復興事業に精力的に取り組んでいる職員を鑑み、人事院勧告等の総合的な判断のもと、決断したとのことでした。

また、例年どおりの人事院勧告を受けた改定ではあるものの、災害の復旧・復興で財源が厳しい中、職員給与を引き上げてよいものか、財源の一定の見通しがたった時点で改定すべきではないのかとの意見もありました。

また、市内の民間企業に比べて決して安くない給与をいただいていると自覚しながら仕事に臨んでいるのかとの問いに對しては、職員として自分の持っている力を最大限に発揮するのが努めであるとの回答でした。

さらに、給与が上がらなかった場合には、職員の士気が下がるのかを確認したところ、士気が上がるか下がるかは判断しかねるが、職員としては、仕事は当然しっかりと行うものだと思っているし、本市の状況が厳しいということを再認識する機会になり、気を引き締めさせられるのではないかとのことでした。

討論では、反対意見としては、人事院勧告による給与改定であること、職員が頑張っていることは十分理解しているが、将来の見通しが全く立っていない、復興計画等が定まっていないう中で、多くの被災者の気持ちを思うと現時点では職員給与を上げるべきではない。豪雨災害によって被災された方々の痛みをもっと感じ、配慮しなければならない時期であり、災害査定が終わって財政の見通しがある程度見えてくるであろう3月定例会で提案すべきであること、賛成意見としては、通常業務に加えて災害対応業務が発生した職員の頑張りに対し、市民の思いや財源確保の問題もある中で、人事院勧告による給与改定は、災害時という特別な状況でもありながら、通常の状態に沿った措置であるため、今後、さらにふえるであろう業務を考えた上で、改定すべきであるといったことがあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案朝倉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨災害を受け、災害の復旧・復興業務に他自治体から多くの業務支援を受けているものの、なお支援職員が不足している状況であることから、必要な人材を任期つき職員として採用するために条例の整備を行うものです。

採用は、基本的に土木技術職を考えているものの、部署によっては、一般事務職も不足することが考えられるため、今後、要綱を整備していく中で、採用配分や年齢制限など詳細を決定していくとのことでした。

本委員会といたしましては、災害対応に人員が不足している本市の状況を鑑みると、任期つき職員の採用は必要な措置であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島秀樹君） これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 総務文教常任委員会で審議された内容をちょっとお尋ねいたします。

この大変な勤務状況の中で、今、職員が頑張っている、取り組んでいる、この災害に対する職務状況は存じておりますが、この人事院勧告におきまして、2,100万円の財源が必要になるということが一般財源の中で組み込まれております。今、大きな事業がこの災害のために延期、また取り消しのような状況になっております。そして、この災害において、多くの市民の方たちが財産をなくしたり、家族をなくしたり、職場をなくした方もたくさん

いらっしゃいます。全体的に見ると、これは人事院勧告では、全国一律に出た内容だと思われていますが、こういう災害を受けた私たちのところで、この議案を通していいのかという協議が賛成多数で可決されたということですが、その状況をもう少し審議すべきではなかったかと思いますが、その内容をもう一度伺います。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 今、説明の中でもかなり説明をしたと思っておりますけれども、職員が頑張っているとか頑張っていないという部分につきましては、今回の人事院勧告に沿って行くこととは直結はしていないと、これは日常といたしましうか、通常行われていることの採用をどうするか、今回すべきかどうかという点でいろんな意見が出てまいりました。

今、村上議員がおっしゃったような内容も出てまいりましたけれども、これは、実際、働いている職員のためにもこれはこれできっちりやってあげて、そして対応しようという考え方のほうが多かったように思います。

○議長（中島秀樹君） 14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 私は、この2,100万円の金額がとても大事だと思っているんですね。いろんな事業が延期されたり、審議されたりしている中で、この職員が、その2,100万円がなくても一人一人が1,000円から400円の金額がアップするわけですが、それがなくてもきちんと職員の方たちはお給料がもらえる、市民の方たちにはもうその職をなくした方たちもいる中で、この2,100万円の重みをどう考えたかというのをお聞きしたかったわけです。

それともう一つは、いろんなこの都市に、朝倉市だけではなくて、日田市、いろんなところが、近くでは東峰村、それから添田とか、いろんなところが災害を受けました。そういうところも、同じこの人事院勧告が出たと思いますが、そういうところを参考にされたのかどうか、それも伺います。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 2点目の他市町村を参考にしたかという点につきましては、特に東峰村の件になると思いますけれども、参考意見としては出ておりません。

2,100万円についてどう思われるかという点につきましては、2,100万円という金額も確かに金額的には大きいものではありますけれども、基本的に、人によっていろんなことが回っている、人に対する金額であるという重要性といたしましうか、そういう部分のほうをとるべきであろうという結論を委員会では出しております。

○議長（中島秀樹君） 14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 私は、この審査の内容から見まして、本当にこの朝倉市が、もう本当、将来的に大丈夫なのかなというような状況に置かれている中で、いろんな災害を受けたところの検討もなされない中で、この委員会の報告だということで、この第89号議

案には反対討論といたします。

○議長（中島秀樹君） いや、村上議員、質疑です。

○14番（村上百合子君） ごめんなさい。質疑でした。

では、さっきは、ちょっと私を取り急ぎまして、質疑のところでも討論を、反対討論いたしましたので、これはちょっと次に回しますが、もっと、いろんな災害を受けたところがあります。そういうところも慎重に、全国的に出た、これは議案ですので、慎重にすべきではなかったかと思いますが、もっと、審査の内容を慎重にさせていただきたかったと思いますが、これは、継審とか、そういう協議はなかったのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 継審のほうがいいという提案もありました。これに対して反対という意見と継審の意見と、それと賛成の意見と3つに分かれております。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第89号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） ただいま質疑をした内容の中で、納得いきませんでした。私としては、審査の内容をもっと慎重に、平時だったら2,100万円ということで、この人事院勧告が出ない限りは給与が上がらないという状況の職員の方たちの士気を高めるためにも、また、民間との平等性を保つためにもということですが、この災害時におきまして、またいろんな方が職をなくした状況の中、財政も厳しい中、この2,100万円という金額が一人一人にしては微々たる、職員の人においては微々たるものです。ですけど、市全体としては莫大な金額だと私は思っておりますので、この89号議案におきましては、継審にさせていただきたいと思っておりますので、反対討論といたします。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 7月5日の豪雨災害の復旧・復興に市民、行政が一丸となって取り組んでいる中、職員の給与を引き上げることについては、先ほどからお話がありますように、とても財源が厳しく、また市民への説明という点に関しましても、とても難しいとは考えております。しかし、災害発生依頼、職員は通常業務に加え、災害業務もこなしてきており、大いに評価しなければならないと考えております。

また、今回は人事院勧告に準じた引き上げであり、また、今後長期にわたってふえていくであろう職員の業務を考えますと、その対価としての給与の改定に賛成したいと思います。

○議長（中島秀樹君） ほかに御意見はありませんか。13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 13番です。総務文教委員会で2日間にわたって審議、協議してまいりましたけれども、職員の頑張りに対する業務評価が今できないことと財政が厳しい中での選択であるという、この2点において反対討論をいたします。

災害担当の職員は休みも十分にとらずに夜おそくまで頑張っていることは、議場の皆さんと同じく承知していることであります。同じく応援いただいている他自治体の方々にも感謝の念でいっぱいです。

一般的には労働すれば利益を生みますけれども、公務員は違います。事業評価で認められます。今、市民との温度差があります。被災者には届いていないと感じています。近くでは、12月17日の志波復興会議であります。道目木奥の丸の人命救助に必要な市道について、本部はその存在すらわからなかった、みんな啞然としました。そして、このことは来年の梅雨までの二次災害防止対策工事の道路についても考えていないではないかと不信感をあおってしまいました。

○議長（中島秀樹君） 富田議員、簡潔にお願いいたします。

○13番（富田栄一君） この事実は担当部長を初め、現場職員の責任ではない、本部全体の責任ではないか、朝倉市の職員の頑張りが評価されていない現実です。

2つ目の財政の厳しい中での選択についてです。

災害応援で来ていただいている方の意見を複数の方から伝え聞いています。朝倉市職員が少な過ぎてマネジメントができていない。例えば、査定において現場を回るとき、あっち行ったりこっち行ったりと一筆書きで効率よくできていなかった。市の職員が少ないので仕方がないことだということを聞いております。

今までできることとできないことのはざまに現場の職員さんはいましたが、これからはできることがふえてきます。そのときに備えて、効率よく体制づくりが必要だと考えております。今、限られた財政の中で、給与アップではなく職員の増員を選択すべきだと考えます。

以上2点において反対討論といたします。

○議長（中島秀樹君） ほかに御意見ありませんか。11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

もちろん、財政の厳しいことはわかっております。しかし、職員自身がこの財政の厳しい中で自分たちの給料も上がることで一層の力が湧いてくるのではないかと思います。働く者の力というのは、停滞すれば停滞するほど、この500人近い職員の力が下がってまいります。何としても職員の力を信じて、今度の改正には賛成したいと思います。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。12番大庭きみ子議員。

○12番（大庭きみ子君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほどから出ています、7月5日の九州豪雨災害において朝倉市は未曾有の被害を受け

ております。この間の職員の、本当に不眠不休での、災害に当たっていることは、皆さん、御存じのところであります。特に、杷木支所にある公共土木関係や朝倉支所にある農林土木関係は、12月28日までの災害査定に向け、不眠不休での仕事に追われております。係以外の職員も5時過ぎまでは担当課の仕事を行い、その後は公共土木係や農林土木関係の査定準備のために応援に行っているということであります。杷木支所では約70名、朝倉支所では約50名からの職員が毎日12時過ぎの1時、2時まで、7割近くが仕事をしており、朝3時、4時まで仕事をしているという方も多くおられます。

また、中には、三、四日、家に帰れず仕事をして土曜・日曜、また祭日も仕事に当たっているという現状がございます。もうこれも御存じのことではありますが、自宅が被災している職員も、我が家に帰れず、市民の、朝倉市の復旧・復興のために取り組んでいる状態であります。

12月28日までの激甚災害の査定に間に合わなければ、この災害の復旧は朝倉市の単費で取り組まなければならない事態も出てきます。そうなれば、朝倉市の財政負担もまたさらに大きくなるわけです。そうならないために、今、職員は壮絶な状況の中で身を粉にして働いております。市の単費で復旧工事をする事になれば、2,100万円どころではなく、多くの財政負担を強いることになってまいります。職員が倒れては復旧・復興はなり得ません。進んでまいります。

これから10年、20年、復旧には時間がかかることが多く予想されます。職員の健康と士気が大事であります。この士気を下げないためにも、やはりこの人事院勧告に基づいての今回の職員給与の改定には賛成をしたいと思います。

まず、職員により仕事をしていただき、士気を下げないためにも、さらなる努力をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（中島秀樹君） ほかに御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決をいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中島秀樹君） 御着席ください。起立多数であります。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案朝倉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第87号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 小島清人君登壇)

○環境民生常任委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第87号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第87号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてです。保険事業勘定において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億798万2,000円を追加するものです。

歳入は、平成28年度の決算確定に伴う繰越金、介護給付費の精算に基づく追加交付金が主なものです。

歳出は、平成28年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う国、県への返還金と介護給付費準備基金への積み立てが主なものです。また、介護保険法改正等による介護保険システムの改修に係る補正も行われています。システムの改修は平成30年4月1日から施行される制度などに対応するもので、主な内容は介護保険の方針認定有効期間の上限が、状態が安定している方に対して24カ月から36カ月に延長することが可能となることに対応するもの、また、国の調整交付金の交付基準について、特に年齢が高い高齢者の年齢区分が細分化されることなどに対応するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第90号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

現在、杷木地域にある杷木学童保育所と久喜宮学童保育所を廃止し、杷木統合新設小学校内に新たに建設中の杷木学童保育所を平成30年4月1日から、公の施設として設置するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第94号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更についてです。

先ほど報告いたしました第90号議案に関連し、杷木学童保育所と久喜宮学童保育所を廃止することに伴い、指定管理者の指定の期間が平成31年3月31日までとなっているものを平成30年3月31日までに変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第87号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。



次に、建設経済常任委員会に付託していた第88号議案ほか4件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇)

○建設経済常任委員長(鹿毛哲也君) ただいま議題となりました第88号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を完結に報告いたします。

まず、第88号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第2号)についてです。

収益的収入については、災害復旧事業繰入金、災害復旧補助金、災害共済金の確定により17万5,000円を増額したものです。収益的支出については、災害復旧費用の確定により、特定環境保全公共下水道事業として下水道管内土砂撤去、清掃費用及び古毛地区の管渠本復旧工事などによる災害復旧費用として814万円、農業集落排水事業として、山後マンホールポンプ場本復旧工事、山田・山後・長安寺・下長田地区の管渠本復旧工事などによる災害復旧費用として1,142万6,000円となり、災害による特別損失として1,956万6,000円を増額補正し、財源として企業債1,940万円を借り入れるものです。

また、被災された方から3月までに自宅再建のため、市設置型浄化槽の申請が出た場合に備え、資本的支出として340万円、その財源として企業債及び個人負担金を資本的収入として同額の340万円を増額補正したものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、上位法である公営住宅法、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、市条例の条項等の改正を行うものであります。

執行部によりますと、公営住宅の家賃の算定では、毎年収入申告書の提出を求めており、提出されなかった場合は、低所得者である判定ができず、家賃が高額になることとなりますが、介護保険法に規定する認知症患者である者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者等である場合には、収入申告書の提出がない場合であっても、法令に別に規定する手順により、収入認定ができるよう改正するものとのことでした。

本委員会としましては、認知症患者等に対する法の緩和措置であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案朝倉市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてです。

これは、農業委員の定数並びに選出方法の変更であります。農業委員の定数は現在37名であります。政令による定数の上限により19名となります。また、委員の構成ですが、認定農業者が農業委員総数の過半数を占めること、また利害を有しない者を1名以上含むこととなっているため、認定農業者10名、利害関係を有しない者が1名、それ以外の委員が8名となります。

選出方法については、これまで公職選挙法に基づく選挙と議会及び各種農業団体からの推薦で行っていたものを廃止し、候補者の推薦及び公募となります。

また、農業委員が減少することに伴い、各地区内の農地の適正化を推進するための活動を行う農地利用最適化推進委員が今回新たに設けられます。農地利用最適化推進委員の定数については、現在の農業委員数も考慮の上19名とし、農業委員会の中で地域ごとに定数を定めるものとします。

報酬については、県内の状況等も確認し、農業委員については、現行の報酬額と同額、農業委員会会長及び農地利用適正化推進委員については、現行の報酬総額の中、活動日数及び農業委員の報酬額を踏まえて月額報酬を定めています。

本委員会としましては、農業の後継者である青年の方や女性の方など、幅広い方になっていただくため、コミュニティや区会長会、各農業団体などの各種団体に推薦依頼を行っていくこと、また、候補者が定数を超える場合などは選考過程の透明性を確保するため、選定委員会等を設置して選考を行うことを確認し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案指定管理者の指定について（川の駅原鶴）です。

本年度末で川の駅原鶴の指定管理期間が終了するため、来年度から5年間、再度、公益社団法人朝倉市シルバー人材センターを指定管理者と指定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、川の駅は平成13年3月にオープンし、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。平成26年度までの9年間、原鶴温泉旅館協同組合、その後、公募を行い、平成27年度から公益社団法人シルバー人材センターが運営を行っています。前回は初めての公募であり、新規事業者による運営であったため、指定管理者制度運用指針に基づく最短期間である3年間で実施されていますが、平成19年度をピークに減少を続けていた利用状況もシルバー人材センターが運営を開始した平成27年度からは回復しているということで、十分運営できることが実証されたため、今回、指定の期間を5年間としています。

指定管理者については、当初、公募による選定も検討されたようですが、平成29年7月九州北部豪雨により、パークゴルフ場に大量の土砂が堆積し、本年度中の営業再開のめどが立たず、来年度への影響も見通せないこと、また公募により、新たな団体が選定されても、4月から事業できる保障がなく、運営に支障を来すことが想定されるため、公募は行わず、現在の指定管理者であるシルバー人材センターであれば、実績もあり、新たなイベントの企画を行うなど、利用者増に取り組んでいるため、来年度まで災害の影響が残ったとしても、その後、安定的に運営することが期待できるということで指定を行ったとのことでした。

本委員会としましては、指定管理については本来公募すべきではありますが、災害による被害もあり、公募しても新たな団体では運営が厳しい状態にあるのも理解でき、今年度

も災害前は前年度を上回る利用者数があるなど、運営が好転していたため、実績のあるシルバー人材センターを指定することにより、安定した運営を行い、健康増進、原鶴の観光振興に貢献できることを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第96号議案指定管理者の指定について（たかき清流館）です。

本年度末で、朝倉市たかき清流館の指定管理期間が終了するため、来年度から5年間、朝倉さとやま復興プロジェクトを指定管理者として指定しようとするものです。

朝倉市たかき清流館は、平成16年に宿泊体験施設として発足し、平成25年度から株式会社ビクトリーが運営を行っていましたが、指定管理期間満了に伴い、今回公募を行った結果、朝倉さとやま復興プロジェクト1団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会において審査を行った結果、適格と判断され、選定したとのことでした。

委員会では、平成24年度の九州北部豪雨の後、大きく利用状況が落ち込んだ経過があり、今回の豪雨災害で高木地域はさらに大きな被害を受けた中、今まで経験のない新規の団体が運営を行っていけるのか、団体の規約、管理運営に関する事業計画書、予算書等の資料の提出を求め、代表者の実績等の確認を行うなど、慎重に審査を行いました。

執行部によりますと、選定委員会において、代表者及び運営にかかわるスタッフに意見聴取を行った中で、現在も高木地区の復旧・復興にかかわっており、復興も絡めた都市部との交流の構想もあり、民間のアイデアを取り入れ、スタッフの努力及び必要に応じて地元の方を巻き込んだ運営を行っていくということが伝わり、熱意を感じているとのことでした。

また、指定管理期間について5年間となっていますが、毎年度、事業実績を審査し、契約不履行などが確認されれば、指定の取り消しができるよう協定書を交わし、市も運営管理について見守っていくとのことでした。

本委員会としましては、公募を行った結果、1団体の申請であり、指定管理者選定委員会の審査で選定の基準点を満たしていること、新規の団体であるので、市がしっかり運営について審査をし、閉館期間についても有効活用できるよう改善を図っていくことを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第88号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算

(第2号) についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案朝倉市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案指定管理者の指定について(川の駅原鶴)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案指定管理者の指定について（たかき清流館）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた29請願第3号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました29請願第3号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査に当たっては、執行部の出席を求め、本件に関する国や県の動向について説明を受けました。

執行部によりますと、本年5月に開催された全国都市教育長協議会においても、同趣旨の決議が行われたほか、福岡県市町村教育委員会連絡協議会においても、平成30年度福岡県教育施策及び予算についての提言がなされていることなどから、執行部としてもきめ細かな指導の充実を図り、子どもたちの基礎学力の向上とあわせて、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願の趣旨に賛同できるとのことでした。

委員会では、少人数学級の推進や計画的な教職員定数の改善だけでは子どもたちの教育環境の改善はできず、子どもたちの状況に合わせた教職員等の加配を考えていくことこそが重要であるとの反対意見、子どもたちの多様化への対処や職員の長時間勤務などを踏まえ、教育の現場環境を改善していくためには、国に対して継続して訴えていくことが重要であるとの賛成意見があり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、29請願第3号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、29請願第3号は採択することに決しました。

次に、第85号議案の審議を行います。

それでは、第85号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第86号議案の審議を行います。

それでは、第86号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号の審議を行います。

それでは、意見書案第3号道路整備に必要な予算確保に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、懲罰特別委員会に付託していた富田栄一議員に対する懲罰の動議を議題とします。ここで、地方自治法第117条の規定により、富田栄一議員の退席を求めます。

(13番富田栄一君退席)

○議長(中島秀樹君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、懲罰特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

(懲罰特別委員長 堀尾俊浩君登壇)

○懲罰特別委員長(堀尾俊浩君) それでは、本定例会で当委員会に付託されました案件、富田栄一議員に対する懲罰につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について御報告いたします。

本件は、議長からの富田栄一議員の一般質問中における不適切な発言の取り消し命令に対し、当議員がそれを拒否した行為は、地方自治法第129条第1項の議場の秩序維持による発言の取り消しの命令に反し、かつ朝倉市議会の規律と品位を傷つけるものであるため、当議員の懲罰を科すものとし、柴山恭子議員ほか3名の議員の連署で12月11日に議長へ懲罰の動議が提出されたものであります。

まず、懲罰を科すべきか審査を行いました。議員は、住民を代表する地位にあること、また本会議や委員会では当該団体の事務を中心とする公の問題を論議するものであることから、議員の発言内容や用語にはおのずから制約がある。よって、今回、議長として発言取り消し命令を下し、その命令に応じなかった当議員の行動は、議場での秩序保持の範囲を超えており、これは今後の議事運営においても大きく影響を及ぼすものであり、懲罰を科すべきものであるとの意見がありました。

また、議員は円滑な議事運営に協力し、議長の議事整理権や秩序保持権に従う義務があるもので、それに反した行動は秩序違反であるものとし、懲罰の対象であるとの意見がありました。

また、特に被害が大きかった地域の議員として、復旧・復興に関し、本人の熱い気持ちによるものであり、懲罰を科すことに値しないとの意見もありました。

採決の結果、賛成多数で懲罰を科すべきと決しました。

次に、懲罰の種類において審査を行いました。

懲罰の種類は、協議の中で戒告と陳謝の意見が出ました。議長が取り消しを命じた発言内容の部分において、議会議員全員それぞれの地域等で活動していることに対し、違和感と憤りを感じるものであり、かつ議長の命令に従わないことは陳謝に値すべきものとの意見と本災害非常事態のさなかでの当議員の精神的、心情的にも計り知れないものがあると推測され、当議員を追い詰めるような懲罰を科すべきものではなく、議長命令に従わなかったことに対し、反省を促すとの理由で戒告に値するとの2つの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で戒告の懲罰を科すことに決しました。

次に、正副委員長起草によるお手元に配付の戒告文案により、採決の結果、全員一致で可決いたしました。

以上、懲罰特別委員長の報告といたします。

○議長（中島秀樹君） 以上で、懲罰特別委員長の報告を終わります。

富田栄一議員から、一身上の弁明はしないとの申し出がありましたので、これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（懲罰特別委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、富田栄一議員に対する懲罰の動議を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は委員会起草による戒告文により、富田栄一議員に戒告の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中島秀樹君） 御着席ください。起立多数であります。よって、富田栄一議員に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

富田栄一議員の着席を求めます。

（13番富田栄一君着席）

○議長（中島秀樹君） ただいまの議決に基づいて、これから富田栄一議員に懲罰の宣告を行います。

富田栄一議員に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。富田栄一議員の起立を命じます。

（13番富田栄一君起立）

○議長（中島秀樹君） 富田栄一議員は、12月8日の定例会において、一般質問の発言中、不適切な言辞を用いたため、議長から発言取り消しを命じたが、応じなかった。これは、



議会の秩序維持に反する行為であり、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお待ちください。

午前11時零分休憩

---

午前11時2分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、意見書案第4号について、提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） それでは、意見書案第4号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました29請願第3号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第です。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） お諮りいたします。発議案第2号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場をお願いいたします。

午前11時4分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第2号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第4号及び発議案第2号につきましては、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第2号については、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時8分開会